



確定申告に関するお知らせ

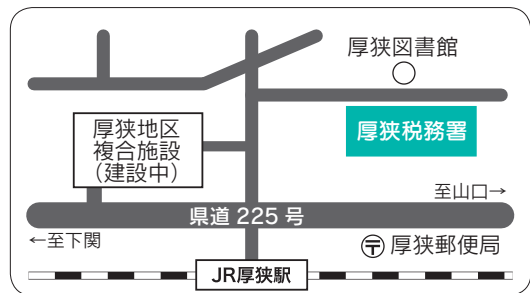
●厚狭税務署で申告相談を行います

平成26年分の所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税ならびに贈与税の申告相談を行います。

◎設置期間 2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日は除く)

◎受付時間 9:00～16:00
(相談時間は17:00まで)

※還付申告は1月から受け付けています。また、消費税の申告は3月31日(火)までです。



●復興特別所得税の記載漏れに注意しましょう

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

●e-Taxで確定申告をしましょう

ご自宅のパソコンから24時間(3月16日(月)まで)確定申告ができます。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。<http://www.nta.go.jp>

◎e-Taxを利用するために必要なもの

- インターネット環境があるパソコン
- 住民基本台帳カード(電子証明書)
- ICカードリーダーライター

確定申告時における控除についてお知らせします

■障害者控除

平成26年12月31日現在、65歳以上で介護保険の要介護認定が要介護3以上または一定の条件を満たす人は、確定申告時に障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。控除を受ける人は、高齢障害課に介護保険被保険者証を持参し、申請書を提出してください。

☎ 高齢障害課介護保険係 (☎ 82-1172)

■社会保険料控除

後期高齢者医療保険料、国民健康保険料、介護保険料は、1年間に納付した額について、確定申告時に社会保険料控除を受けることができます。納付金額は、保険料の納付方法によりそれぞれ次のとおりお知らせします。

■納付書または口座振替で納めている人
納付済確認書(1月下旬発送予定)でお知らせします。

■年金からの天引きで納めている人

公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。なお、過納等により還付を受けた保険料については、その額を控除した額が社会保険料控除の対象となります。

■両方の方法で納付している人

納付済確認書と公的年金等の源泉徴収票でお知らせします。記載された保険料の合計が社会保険料控除の対象です。

※非課税年金の障害年金と遺族年金から保険料が差し引かれている場合は源泉徴収票が発行されません。確定申告をする人には納付済確認書を発行します。お手数ですが、後期高齢者医療保険料と国民健康保険料は国保年金課まで、介護保険料は高齢障害課まで連絡してください。

☎ 国保年金課 (☎ 82-1177 ☎ 82-1209)

☎ 高齢障害課介護保険係 (☎ 82-1172)

●問い合わせ先 厚狭税務署 (☎ 72・0180)